

核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する  
核物質防護規定及び保障措置への影響について

2023 年 6 月 23 日  
MH I 原子力研究開発(株)

核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する核物質防護規定（以下、「PP 規定」）及び保障措置への影響の有無の確認結果は以下のとおり。 了

記

1. 申請の概要

核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類において、以下の変更を申請。

(1) 事業所全体

- ・連絡員の氏名及び連絡先の変更
- ・マネジメントシステムに関する名称の変更
- ・保安品質保証責任者の指名に関する記載の追加
- ・核燃料物質の取り扱い経験をもつ技術者数及び資格者数の変更
- ・放射線安全委員会の構成の変更
- ・組織名称及び役職名の変更
- ・その他記載の適正化

(2) 燃料ホットラボ施設

- ・「7-3 使用施設の設備」及び「9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」の記載内容の適正化
- ・「12-1-1 閉じ込めの機能」のうち、1F 燃料デブリを使用する装置・設備の閉じ込め機能に関する表の記載内容の適正化
- ・「12-1-9 監視設備」のうち、従事者等の被ばく管理に使用する放射線測定器に関する記載内容の適正化
- ・その他様式の適正化

(3) ウラン実験施設

- ・「12. 添付資料」の追加
- ・その他様式の適正化

(4) 燃料実験施設

- ・「2. 使用の目的及び方法」のうち、「2-1 使用の目的」及び「2-2 使用の方法」に記載されている押出造粒試験設備に係る記載の削除、並びに「7-3 使用施設

の設備」に記載されている押出造粒試験設備に係る内容の削除

- ・「7-3 使用施設の設備」のうち、金相試験設備にドラフトチャンバーの追加
- ・「図10-1 非常用電源系統図」の追加
- ・その他様式の適正化

## 2. PP 規定及び保障措置への影響

### (1) PP 規定：影響なし

(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。

燃料実験施設は 41 条非該当施設(PP 規定対象外)であり、この申請において、燃料実験施設にて使用が許可されている核燃料物質の種類や使用量に変更となることはない。また当社の 41 条該当施設(PP 規定対象)である燃料ホットラボ施設における核物質防護設備の改造等や、核物質防護措置に関する運用の変更はない。

### (2) 保障措置：影響なし

(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。

今回の申請は燃料実験施設における「設備記載の削除」及び「設備の追加」であり、この申請において、以下に示すように、保障措置への影響を及ぼすことはない。

- ・原子炉等規制法に基づく計量管理規定において、燃料実験施設における当該設備の記載はなく、記載内容に影響しないため、変更認可が不要である。
- ・当該設備の削除及び追加は、計量管理規定記載の試料の収去及び保管や、封印又は監視装置の管理に影響することなく、原子力規制委員会への連絡事項には該当しない。
- ・また、前述の理由から、査察の実施にも支障は生じない。
- ・情報設計質問書(DIQ)に燃料実験施設における当該設備の記載はなく、記載内容に影響しないため、変更は生じない。

以上

修正前	修正後	理由
<p style="text-align: right;">安管 23-362 号</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について</p> <p style="text-align: right;">2023 年 6 月 23 日 MH I 原子力研究開発(株)</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する核物質防護規定（以下、「PP 規定」）及び保障措置への影響の有無の確認結果は以下のとおり。 了</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申請の概要 核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類において、以下の変更を申請。</p> <p>(1) 事業所全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員の氏名及び連絡先の変更</li> <li>・マネジメントシステムに関する名称の変更</li> <li>・保安品質保証責任者の指名に関する記載の追加</li> <li>・核燃料物質の取り扱い経験をもつ技術者数及び資格者数の変更</li> <li>・放射線安全委員会の構成の変更</li> <li>・組織名称及び役職名の変更</li> <li>・その他記載の適正化</li> </ul> <p>(2) 燃料ホットラボ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7-3 使用施設の設備」及び「9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」の記載内容の適正化</li> <li>・「12-1-1 閉じ込めの機能」のうち、1F 燃料デブリを使用する装置・設備の閉じ込め機能に関する表の記載内容の適正化</li> <li>・「12-1-9 監視設備」のうち、従事者等の被ばく管理に使用する放射線測定器に関する記載内容の適正化</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>(3) ウラン実験施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「12. 添付資料」の追加</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>(4) 燃料実験施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 使用の目的及び方法」のうち、「2-1 使用の目的」及び「2-2 使用の方法」に記載されている押出造粒試験設備に係る記載の削除、並びに「7-3 使用施設</li> </ul> <p style="text-align: center;">1/2</p>	<p style="text-align: right;">安管 23-362 号 <u>R1</u></p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について</p> <p style="text-align: right;">2023 年 6 月 23 日 MH I 原子力研究開発(株)</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類に関する核物質防護規定（以下、「PP 規定」）及び保障措置への影響の有無の確認結果は以下のとおり。 了</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申請の概要 核燃料物質使用変更許可申請書の本文及び添付書類において、以下の変更を申請。</p> <p>(1) 事業所全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員の氏名及び連絡先の変更</li> <li>・マネジメントシステムに関する名称の変更</li> <li>・保安品質保証責任者の指名に関する記載の追加</li> <li>・核燃料物質の取り扱い経験をもつ技術者数及び資格者数の変更</li> <li>・放射線安全委員会の構成の変更</li> <li>・組織名称及び役職名の変更</li> <li>・その他記載の適正化</li> </ul> <p>(2) 燃料ホットラボ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7-3 使用施設の設備」及び「9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」の記載内容の適正化</li> <li>・「12-1-1 閉じ込めの機能」のうち、1F 燃料デブリを使用する装置・設備の閉じ込め機能に関する表の記載内容の適正化</li> <li>・「12-1-9 監視設備」のうち、従事者等の被ばく管理に使用する放射線測定器に関する記載内容の適正化</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>(3) ウラン実験施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「12. 添付資料」の追加</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>(4) 燃料実験施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 使用の目的及び方法」のうち、「2-1 使用の目的」及び「2-2 使用の方法」に記載されている押出造粒試験設備に係る記載の削除、並びに「7-3 使用施設</li> </ul> <p style="text-align: center;">1/2</p>	

修正前	修正後	理由
<p>の設備」に記載されている押出造粒試験設備に係る内容の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7-3使用施設の設備」のうち、金相試験設備にドラフトチャンバーの追加</li> <li>・「図10-1 非常用電源系統図」の追加</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>2. PP 規定及び保障措置への影響</p> <p>(1) PP 規定：影響なし</p> <p>(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。この申請において、核物質防護設備の改造等や核物質防護措置に関する運用の変更はない。</p> <p>(2) 保障措置：影響なし</p> <p>(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。この申請において、以下に示すように、保障措置への影響を及ぼすことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要である。</li> <li>・計量管理規定記載の原子力規制委員会への連絡事項に該当しない。</li> <li>・計量管理規定記載の封印又は監視装置の管理に支障が生じない。</li> <li>・査察の実施に支障が生じない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2/2</p>	<p>の設備」に記載されている押出造粒試験設備に係る内容の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7-3使用施設の設備」のうち、金相試験設備にドラフトチャンバーの追加</li> <li>・「図10-1 非常用電源系統図」の追加</li> <li>・その他様式の適正化</li> </ul> <p>2. PP 規定及び保障措置への影響</p> <p>(1) PP 規定：影響なし</p> <p>(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。</p> <p><u>燃料実験施設は41条非該当施設(PP規定対象外)であり、この申請において、燃料実験施設にて使用が許可されている核燃料物質の種類や使用量が変更となることはない。また当社の41条該当施設(PP規定対象)である燃料ホットラボ施設における核物質防護設備の改造等や、核物質防護措置に関する運用の変更はない。</u></p> <p>(2) 保障措置：影響なし</p> <p>(理由) 今回の申請では、記載の適正化に加えて、燃料実験施設の押出造粒試験設備に係る記載の削除、及び金相試験設備にドラフトチャンバーの追加を行う。</p> <p><u>今回の申請は燃料実験施設における「設備記載の削除」及び「設備の追加」であり、この申請において、以下に示すように、保障措置への影響を及ぼすことはない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法に基づく計量管理規定において、燃料実験施設における当該設備の記載はなく、記載内容に影響しないため、変更認可が不要である。</u></li> <li>・<u>当該設備の削除及び追加は、計量管理規定記載の試料の収去及び保管や、封印又は監視装置の管理に影響することなく、原子力規制委員会への連絡事項には該当しない。</u></li> <li>・<u>また、前述の理由から、査察の実施にも支障は生じない。</u></li> <li>・<u>情報設計質問書(DIQ)に燃料実験施設における当該設備の記載はなく、記載内容に影響しないため、変更は生じない。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2/2</p>	<p>・評価内容の拡充のため (6箇所)</p>